

秘密情報及び個人情報取扱に関する特記事項

(個人情報保護法の遵守)

- 1 管理事務局は、取得した個人情報につき個人情報保護法を遵守し管理する。

(秘密情報)

- 2 管理事務局が委託契約及び仕様書に定める業務の履行により直接又は間接に知った利用推進協議会に関する情報を秘密情報とする。

但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除かれるものとする。

- (1) 管理事務局が知った時点で管理事務局がすでに保有していた情報
- (2) 管理事務局が知った時点ですでに公知の情報
- (3) 管理事務局が知った後に、管理事務局の責によらず公知となった情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

(秘密保持義務)

- 3
 - (1) 管理事務局は、事前に利用推進協議会の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示または漏えいしてはならない。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、管理事務局は、裁判所その他の公的機関の命令、要請等に基づく場合には、必要な限度において、秘密情報を開示することができる。
 - (3) 管理事務局は、本契約の目的のために必要最小限の範囲で、自己の役員および従業員に対して、本契約に基づく自己の義務と同等の義務を負担させることを条件として、秘密情報を開示することができる。
 - (4) 管理事務局は、本契約の目的のために必要最小限の範囲で、弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することができる。

(委託の禁止)

- 4 管理事務局は、秘密情報の管理を第三者に委託してはならない。ただし、上記管理の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ委託する業者名、再委託の内容を利用推進協議会に通知し、利用推進協議会の承諾を得なければならない。また、受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(秘密情報の返還)

- 5 管理事務局は、委託契約を終了したとき、又は利用推進協議会が秘密情報の提出を請求したときは、その保有する秘密情報を直ちに利用推進協議会に返還しなければならない。

(秘密情報の複写及び複製の禁止)

- 6 管理事務局は、秘密情報の全部又は一部を利用推進協議会の許可なく複写し、又は複製してはならない。利用推進協議会の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により、利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

- 7 管理事務局は、秘密情報の授受、保管及び管理について、善良な管理事務局の注意をもって当たり、秘密情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立入検査及び調査)

- 8 利用推進協議会は、秘密情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、管理事務局に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故の報告)

- 9 管理事務局は、事故が生じたときには直ちに利用推進協議会に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により利用推進協議会に報告し、利用推進協議会の指示に従わなければならない。